

～介護保険からのお知らせ～

問 高齢福祉課 介護保険係

高齢者の増加とともに事業費も増加

小諸市の令和4年度末の高齢化率は32.98%ですが、その割合は今後増加していく見込みです。

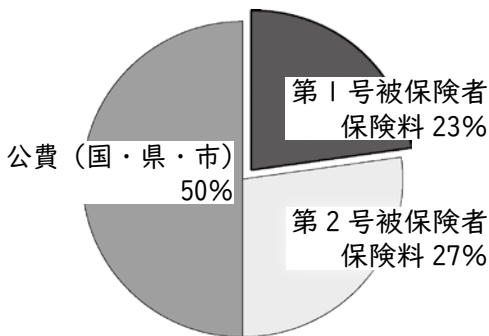
令和4年度の介護保険事業費は38億4,563万円で、前年度から1.4%増加しました。

令和3年度から5年度では、介護報酬の引き上げや後期高齢者の増加傾向を踏まえ、事業費は徐々に増加するものと試算しています。



保険料はなるのでしょうか？

介護保険の財源



令和4年度の介護保険料の収入額は8億2,778万円となりました。介護保険料の金額は、国・県・市からの公費や第2号被保険者保険料の財源を除いた、事業費の23%分を賄うように決定しています。

小諸市の平均保険料は月額5,320円で、全国平均6,014円、県平均5,623円を下回っています。

介護保険料の金額は7月に決定します。介護保険料納入通知書は、普通徴収（納付書払、口座引落）は7月中旬、特別徴収（年金からの天引）は9月中旬に郵送します。

介護や支援が必要なときは・・・



介護保険制度では、寝たきりや認知症等で介護を必要とする状態や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要な状態『要支援・要介護状態』になったときに介護サービスを利用することができます。まずは、小諸市地域包括支援センターや市高齢福祉課へご相談ください。

65歳以上の方のほか、特定疾病により介護や支援が必要と認定された40歳～64歳の医療保険加入者の方も利用できます。（小諸市地域包括支援センター ☎26-2250）

- ◆介護保険の保険証（介護保険被保険者証）は、65歳になった方に郵送しています。要介護（支援）認定の申請、ケアプランなどの作成、サービスの利用の際に必要なため、記載内容を確認し、大切に保管してください。
- ◆要介護・要支援認定者や事業対象者には、利用者負担の割合が記載されている「介護保険負担割合証」が交付されます。サービスを利用するときは介護保険の保険証と一緒に提示してください。
- ◆介護保険被保険者証や介護保険負担割合証を紛失してしまった場合は、再発行できますので、高齢福祉課までお問い合わせください。

